

# 感染症法の改正について

平成18年10月24日(火)

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症対策企画調整官

正林 督章

# 感染症法の一部改正(案)の概要

## 主要な改正事項

**生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立**  
**最新の医学的知見に基づく感染症の分類の見直し**  
**結核を感染症法に位置付けて総合的な対策を実施**

基本理念 (国際的動向を踏まえた施策、人権尊重)  
 責務規程 (医師等の責務規定の充実、病原体等の検査を行っている機関の責務)  
 基本指針 (病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項)

### 病原体等の規制

- ・病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて一種病原体等から四種病原体等までに四分類
- ・所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制

### 感染症に関する情報収集・公表

- ・医師・獣医師の届出
- ・積極的疫学調査
- ・慢性感染症に関する情報の収集
- ・発生状況等の情報の公表

### 健康診断、就業制限、入院及び医療

- ・健康診断、就業制限
- ・入院勧告・入院措置(必要最小限の原則、手続の整備)
- ・入院患者(結核を含む)の医療
- ・結核患者の通院医療

### その他

- ・消毒、交通制限・遮断等
- ・指定動物の輸入禁止、輸入検査
- ・結核感染動物の対処
- ・コレラ及び黄熱を検疫対象から除外
- ・結核の定期の予防接種を予防接種法に位置付け

下線部は改正事項。

(施行期日 公布の日から6月以内で政令で定める日(結核に関する規定等一部の規定は平成19年4月1日))

# テロの未然防止に関する行動計画

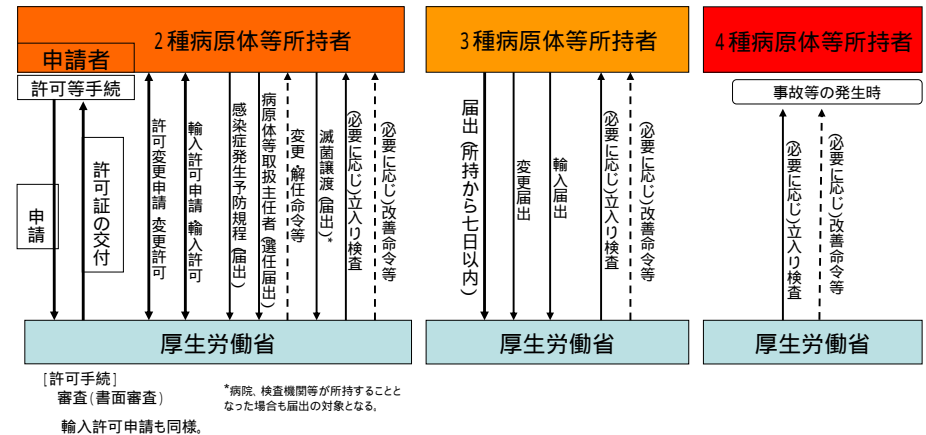
平成16年12月10日

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部

(抜粋)

厚生労働省は、**病原微生物等に関する適正な管理体制の確立**を図るため、感染症の病原体を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成18年の国会に提出することとする。**

# 2～4種病原体等の審査等手続(フロー)



## 第8章の2 特定病原体等

### 第1節 1種病原体等(第56条の3～56条の5)

- 何人も、1種病原体等を所持してはならない。ただし、…。

### 第2節 2種病原体等(第56条の6～56条の15)

- 2種病原体等を所持しようとする者は、…、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

### 第3節 3種病原体等(第56条の16、17)

- 3種病原体等を所持する者は、…、当該3種病原体等の所持の開始の日から7日以内に、…厚生労働大臣に届け出なければならない。

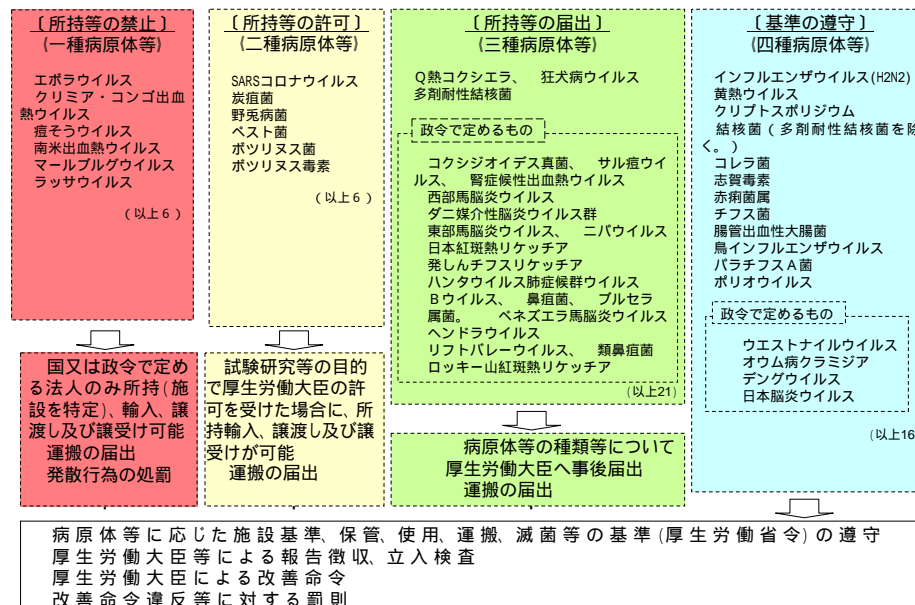
### 第4節 所持者等の義務(第56条の18～56条の29)

- 感染症発生予防規程の作成等、病原体等取扱主任者の選任等(1種・2種)
- 記帳義務、運搬等の届出(1～3種)
- 施設の基準、保管等の基準(1～4種) 等

### 第5節 監督(第56条の30～56条の38)

- 報告聴取、立入検査、改善命令
- 厚生労働大臣と警察庁長官等との関係 等

## 病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要



## 感染症分類の見直し

類型	感染症法	感染症法改正案
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そ う、ベスト、マールブルグ、ラッサ熱、 <b>重症急性呼吸器症候群</b>	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そ、ベスト、マールブルグ、ラッサ熱 <b>南米出血熱</b>
2類	急性灰白髄炎、ジフテリア <b>コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス</b>	急性灰白髄炎、ジフテリア <b>重症急性呼吸器症候群</b> 結核
3類	腸管出血性大腸菌感染症	腸管出血性大腸菌感染症 <b>コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス</b>
4類	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病 高病原性鳥インフルエンザ、マラリア 等 合計30疾病を政令で指定	従前の30疾病に下記疾病を新たに追加 <b>オムスク出血熱、キャサナル森林熱</b> 西部脳膜炎、ダニ媒介性脳炎、 東部脳膜炎、鼻疽、ベネズエラ脳膜炎 ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱 類鼻疽、ロッキー山紅斑熱
5類	41疾患	【変更なし】

## 医師の届出 慢性感染症

- 第十二条
  - 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を經由して都道府県知事に届出なければならない。

## 感染症の発生状況及び動向の把握 症候群サーベイランス

- 第十四条
- 2 指定届出機関の管理者は、…若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の擬似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、…その他厚生労働省令で定める事項を当該届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

## 情報の公表

- 第十六条  
厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

## 結核予防法の廃止

## ハンセン病問題に関する検証会議 再発防止の提言

- 第1 患者・被験者の諸権利の法制化
- 二 提言の具体的内容
  - 2. 感染症予防医療に関する以下の諸原則を規定すること。
    - 任意受診の原則
    - 強制措置必要最低限の原則
    - 差別・偏見の温床となる病名を冠した分類をしない原則

## 感染症法改正時の付帯決議

衆議院（平成10年4月）

ハンセン病患者やHIV感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法を置くことが患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を十分尊重すること。

参議院（平成10年9月）

ハンセン病患者やHIV感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法や社会防衛を重点とした立法が患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、さらに、感染症を理由とする差別を実効的に排除するため、基本指針等において具体的施策を策定するとともに、国民に対する教育・啓発に最大限の努力をすること。

## 法制上の課題（一般法と特別法）

（感染症法以前）

伝染病予防法  
性病予防法  
寄生虫予防法  
エイズ予防法  
結核予防法  
らい予防法

（感染症法以降）

感染症法  
  
結核予防法  
らい予防法廃止法

## 感染症法改正と結核予防法廃止

～ 厚生科学審議会での議論 ～

感染症法に統合することは必要（やむを得ない）

しかし

時期尚早（改正後1年、患者数依然多い）  
結核予防法による独自施策の継続可能？  
主治医・診査会の負担増  
法廃止による自治体・国民の関心低下

## 結核対策の充実・強化

従前の対策を引き継ぐ事項

感染症法	結核予防法
総則	総則
基本指針・都道府県計画 特定感染症予防指針（結核等）	基本指針・都道府県計画
医師の届出	医師の届出
健康診断	定期外健康診断
就業制限	従業禁止
感染症指定医療機関 結核指定医療機関（結核担当）	指定医療機関
消毒	消毒
入院患者の医療	命令入所者の医療

# 結核対策の充実・強化

～ 改正案で措置する事項 ～

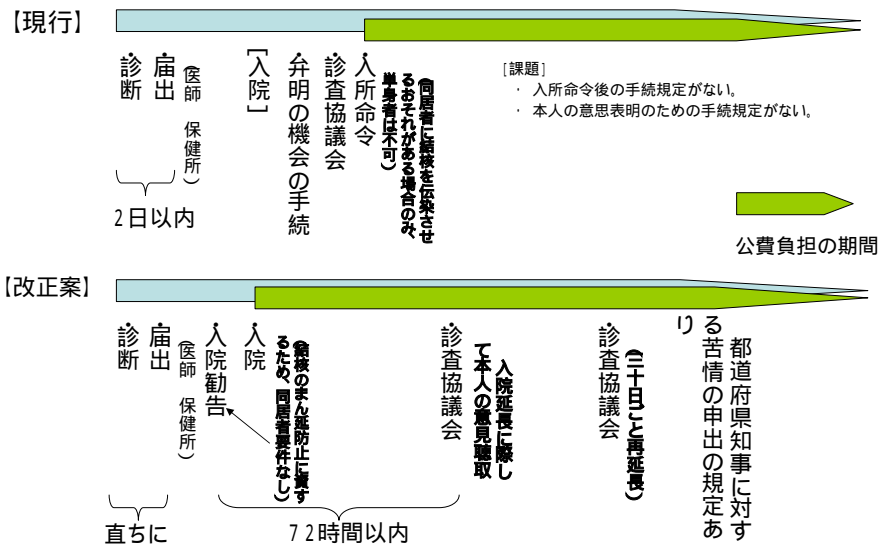
事項	結核予防法	感染症法改正案
定期健康診断	第4条、第7～12条	第53条の2～9
病院管理者の届出	第23条	第53条の11
結核登録票	第24条	第53条の12
精密検査	第24条の2	第53条の13
家庭訪問指導	第25条	第53条の14
医師の指示	第26条	第53条の15
一般患者への医療	第34条	第37条の2

# 結核対策の充実・強化

～ 入院と手続き ～

項目	結核予防法(第29条)	感染症法(第19条～)
名称	入院命令	入院勧告
即時強制	なし	あり
適用条件	同居者要件あり	同居者要件なし
診査協議会	事前診査	事後診査 (72時間以内)
入院の延長	6か月ごと	結核は30日ごとの特例 (改正案26条の2)

## 結核患者の入院と公費負担制度について



## 法改正で何がかわるのか？

～ 結核患者等の届出 ～

項目	結核予防法 (第22条)	感染症法 (第12条)
届出期間	診断後2日以内	診断後直ちに
届出対象	結核患者	結核患者

# 法改正で何が変わるのか？

～ 病原体等の適正管理(新設) ～

## 第6条

21 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等…をいう。

二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。)

22 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等…をいう。

十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(前項第二号に掲げる病原体を除く。)